

第 6287 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月25日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	---

## ♠ 建物の取壊し

**Q**：古家付きの土地を購入しました。建物を壊して倉庫を建てる予定ですが、この場合の建物の取得価額と取壊し費用は、どのような取扱いになりますか？

**A**：当初から建物を取り壊して土地を取得する目的であった場合は、土地の取得価額に算入しなければなりません。

### 【解説】

法人税では、建物等の存する土地を建物とともに取得し、その後おおむね1年以内にその建物等の取壊しに着手するなど、当初からその建物等を取り壊して土地を取得することが明らかであると認められる場合は、その取壊し時の帳簿価額及び取壊し費用は、土地の取得価額に算入することとなっています。

つまり、当初からその建物等を取り壊して土地を利用することが明らかであると認められる場合は、その建物等の帳簿価額及び取壊し費用は土地の取得価額に算入しなければならないということで、この取扱いは、次のような場合にも適用されます。

- ①借地権とともに取得した建物等を取り壊した場合
- ②自己の有する土地の上に存する借地人の建物を取得し、これを取り壊した場合

なお、1年以内というのは、建物の取得が本来の用途に供するためのものではないことの一つの例示にすぎませんので、1年を超えて取り壊しをしているからといって、土地の取得価額に算入しなくてよいということではない点に注意が必要です。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

